

平成25年3月11日

各 位

株式会社 東京都民銀行

## 金融円滑化法期限到来後の対応について

株式会社東京都民銀行（頭取 柿崎 昭裕）では、従来より、円滑な金融仲介機能を発揮することは社会的責任であるとの認識のもと、関連法令等に従い、地域の中小企業や個人事業主のお客さま、住宅ローンをご利用のお客さまのご返済にかかわるご相談等に迅速かつ適切にお応えすべく、様々な施策に取り組んでおります。

平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」）は本年3月末をもって期限となりますが、金融円滑化法が終了した後も当行の金融円滑化に関する基本方針は何ら変わるものではありません。今後も全行を挙げて、以下のとおり一層の金融円滑化に取り組んでまいります。

### 記

1. 当行は金融円滑化法の期限到来後も、全行を挙げて金融の円滑化に向けた取り組みを推進してまいります。
2. 当行は中期経営計画『い・し・ん』に基づき、コンサルティング機能の一層の発揮に努め、お客さまが抱える様々な経営課題に応じた最適な解決策を積極的に提案し、お客さまの立場に立って、十分な時間をかけて実行支援をしております。
3. 当行は外部専門家や外部機関と連携を図りながら、コンサルティング機能を発揮し、真の意味での経営改善につながる支援を継続してまいります。
4. 住宅ローンをご利用いただいているお客さまより、借換えや条件変更などについてお申込みがあった場合は、お客さまの財産や収入状況を踏まえたうえ、迅速かつ適切に対応してまいります。

以上